

令和6年10月21日

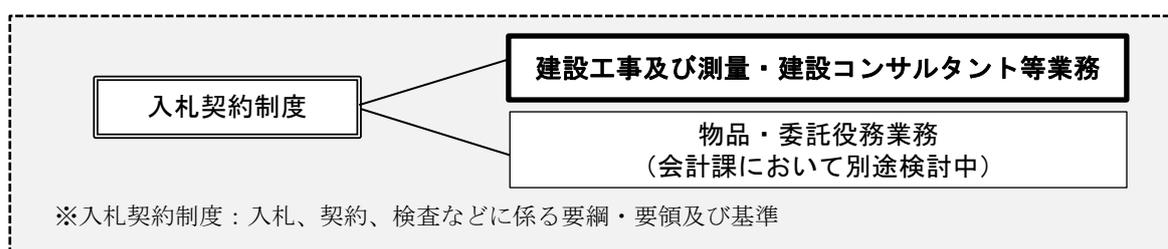
技術管理課

## 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の 入札契約制度の統一に向けた検討状況について

### 1 要旨

水道企業団では、令和5年度の事業開始以降、暫定的に、本部及び事務所ごとに従前の県又は各市町の入札契約制度に準拠し、建設工事や設計業務などを実施している。

現在、令和8年度以降の制度統一に向け検討を進めているところであり、その状況について報告する。



### 2 検討状況等

#### (1) 入札契約制度（素案）の概要

##### ア 入札契約制度検討の考え方

- 水道企業団の事業エリアが県全域となること及び建設業者等の育成の観点から、県の制度に準拠することを基本とする。
- 水道事業に携わる建設業者等の確保の観点から、一部について、独自の制度内容とする。

##### <育成・確保の視点>

- ・ 技術力の高い建設業者等の育成
- ・ 各地域で漏水等の緊急対応や維持管理業務などを担う建設業者等を確保

イ 入札契約制度（素案）の主な項目

項目	建設工事関係	測量・建設コンサルタント等業務関係																																			
<p>① 入札参加資格認定における登録業者の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R 8 年度から水道企業団の入札参加資格者名簿を運用する。</li> <li>・ R 11 年度からの独自の主観数値の導入を目指し、R 8 年度統一運用開始時は、客観的事項の審査（経営事項審査等）による客観数値を総合数値とし、評価する。</li> </ul> <p>総合数値 = 客観数値 + 主観数値（主観数値の加算は R 11 年度から）                      客観数値：客観的事項の審査の評点                      主観数値：主観的事項の審査の評点</p> <table border="1" data-bbox="525 555 1230 846"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主観的事項</th> <th colspan="6">評価対象期間</th> </tr> <tr> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> <th>R12</th> <th>R13</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道企業団発注工事・業務成績</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">R11 ・ R12 名簿で 評価</td> <td></td> <td rowspan="4">R13 ・ R14 名簿で 評価</td> </tr> <tr> <td>優良表彰回数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指名除外等の契約制限</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域貢献</td> <td></td> <td></td> <td>申請時の取組を確認</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【凡例】 実線矢印：R11・R12 名簿で評価する期間                      点線矢印：R13・R14 名簿で評価する期間                      ※主観的事項は現在想定している主な項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象は②の 6 業種 + 1 業務分野とする。</li> </ul>		主観的事項	評価対象期間						R8	R9	R10	R11	R12	R13	水道企業団発注工事・業務成績				R11 ・ R12 名簿で 評価		R13 ・ R14 名簿で 評価	優良表彰回数					指名除外等の契約制限					地域貢献			申請時の取組を確認	
主観的事項	評価対象期間																																				
	R8	R9	R10	R11	R12	R13																															
水道企業団発注工事・業務成績				R11 ・ R12 名簿で 評価		R13 ・ R14 名簿で 評価																															
優良表彰回数																																					
指名除外等の契約制限																																					
地域貢献			申請時の取組を確認																																		
<p>② 登録業者の格付</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道事業において利用頻度の高い 6 業種*については、水道企業団独自に登録業者の格付を行う。</li> <li>・ ただし、従前の入札状況と相違が大きいなど、統一の格付の適用が適当でない場合は、構成団体での格付を参考に別途定める。</li> </ul> <p>【R10 年度末までの経過措置】</p> <p>※ 土木一式工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事、電気通信工事、水道施設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他の 26 業種については、広島県建設工事等入札参加資格者名簿における格付をそのまま適用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道事業において利用頻度の高い 1 業務分野*については、水道企業団独自に登録業者の格付を行う。</li> <li>・ ただし、従前の入札状況と相違が大きいなど、統一の格付の適用が適当でない場合は、構成団体での格付を参考に別途定める。</li> </ul> <p>【R10 年度末までの経過措置】</p> <p>※土木関係建設コンサルタント業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他の 5 業務分野については、広島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿における格付をそのまま適用する。</li> </ul>																																			
<p>③ 格付別標準発注金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統一の格付別標準発注金額により運用を行う。</li> <li>・ ただし、従前の入札状況と相違が大きいなど、統一の格付別標準発注金額の適用が適当でない場合は、構成団体での格付別標準発注金額を参考に別途定める。</li> </ul> <p>【R10 年度末までの経過措置】</p>																																				
<p>④ 入札方式</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則、一般競争入札とする。</li> <li>・ ただし、請負対象設計金額（以下、設計金額という。）1 千万円未満の工事については、工事内容等により、指名競争入札によることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則、一般競争入札とする。</li> <li>・ ただし、業務内容等により、指名競争入札やプロポーザル方式などの方法を選択できるものとする。</li> </ul>																																			

項目	建設工事関係	測量・建設コンサルタント等業務関係
⑤ 総合評価落札方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 価格と品質で総合的に優れた調達を行うため、設計金額が2億円以上（当面の間）の工事について、総合評価落札方式を適用する。（県の適用基準：設計金額5千万円以上）</li> <li>・ ただし、設計金額2億円未満の工事についても、工事内容等により適用する必要があると判断した場合は、適用できるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 価格と品質で総合的に優れた調達を行うため、設計金額が5千万円以上（当面の間）の業務について、総合評価落札方式を適用する。（県の適用基準：設計金額1千5百万円以上）</li> <li>・ ただし、設計金額5千万円未満の業務についても、業務内容等により適用する必要があると判断した場合は、適用できるものとする。</li> </ul>
⑥ ダンピング対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ダンピング受注防止の観点から、設計金額2億円以上（当面の間）の工事について、低入札価格調査制度を適用する。（県の適用基準：すべての工事）</li> <li>・ また、設計金額2億円未満の工事について、最低制限価格制度を適用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ダンピング受注防止の観点から、設計金額5千万円以上（当面の間）の業務について、低入札価格調査制度を適用する。（県の適用基準：すべての業務）</li> <li>・ また、設計金額5千万円未満の業務について、最低制限価格制度を適用する。</li> </ul>
⑦ 予定価格の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設工事における適正な見積り及び競争を促進するため、設計金額2億円以上の工事について、予定価格を事後公表する。（県の適用基準：設計金額1億円以上）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随意契約を除く、すべての業務について、事前公表する。（県の適用基準：すべての業務）</li> </ul>

## (2) 入札契約制度（素案）に係る説明会の状況

### ア 説明会の開催状況

- 9月11日（水）から10月9日（水）にかけて、各事務所単位で各地域の建設業者及び建設コンサルタントを対象とした入札契約制度（素案）に係る説明会を開催した。
- 説明会の開催に際しては、県の入札参加資格者名簿の登録業者や構成団体の入札参加資格者名簿の水道事業に関連のある登録業者に対し、案内文またはメールを送付し、広く周知を図った。
- 水道企業団のホームページに開催案内及び説明会資料を掲載するとともに、建設業者等に認知されている「広島県の調達情報」のページにも掲載した。

### イ 説明会での主な意見等

#### 【建設工事関係】

項目	意見・質問	説明会での回答
入札参加資格者名簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県や市町では令和7・8年度名簿を作成し、運用すると思われるが、令和8年度から水道企業団の名簿で運用するのであれば、登録手続きのタイミングが県や市町と異なるが、どのように対応するのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道企業団では、統一運用開始時、1年間有効な令和8年度名簿を作成し、運用する。それ以降は、県と同様に2年間有効な名簿を作成し、運用することで、登録手続きのタイミングを合わせたいと考えている。</li> </ul>

項目	意見・質問	説明会での回答
優良建設工事等の表彰	<ul style="list-style-type: none"> <li>県では、優良建設工事等の表彰制度があるが、水道企業団としても同様に表彰を行う予定があるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道企業団では、令和8年度から工事成績評定を統一したうえで、優良建設工事等の表彰を行っていきたいと考えている。</li> </ul>
ダンピング対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の低入札価格調査制度の調査基準価格の設定について、我々事業者は、低いと思っている。 水道企業団では、県の制度をベースに検討しているとのことだが、調査基準価格の設定については、県と同じようにしないほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き検討したうえで、制度（案）でお示しする。</li> </ul>
入札参加資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>管路工事等の発注時に求める業種（水道施設工事、土木一式工事、管工事等）は統一されるのか。業種を変更された場合、受注機会に影響するのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管路工事等の発注時に求める業種についても、従前のものを基本としたいと考えている。</li> </ul>

【測量・建設コンサルタント等業務関係】

関係項目	意見・質問	説明会での回答
ダンピング対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>低入札価格調査制度の調査基準価格や最低制限価格の設定方法は、決まっているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事務所の適用状況を踏まえ、引き続き検討し、制度（案）でお示しする。</li> </ul>

3 今後の進め方

説明会における素案に対する意見等も踏まえ、制度（案）を作成のうえ、再度説明会を実施する予定であり、引き続き、令和6年度中の成案に向け丁寧に検討を進めていく。

【スケジュール】

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
現状把握など	制度(素案)作成	制度(案)作成 制度作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱、要領等の改正</li> <li>建設業者等への周知</li> </ul>